

Homamar

向日葵

令和3年
臨時号

公益社団法人
東村山法人会
会報誌



公益社団法人 東村山法人会

www.tohoren.or.jp/higashimurayama/index.asp



梅とメジロ

主な内容

会長挨拶／税務署長からの言葉／		コロナウイルス感染症支援情報……………	6
立川都税事務所長からの言葉……………	2	社労士からのお知らせ／コロナ関連相談会／	
税務署からのお知らせ／		オンラインセミナー……………	7
立川都税事務所からのお知らせ……………	3	受託会社からのお知らせ／編集後記……………	8
コロナ関連中小企業支援策……………	4-5		

法人会会員と東村山税務署管内の経営者の皆様へ

(公社)東村山法人会 会長 村野 康司



新型コロナウイルス感染症等の影響を受けておられる会員と東村山税務署管内の経営者の皆様に対し、お見舞いを申し上げます。また、新型コロナウイルスによりお亡くなりになられた方々に対して、心よりお悔やみを申し上げます。

さて、令和2年度は、東京オリンピック・パラリンピックの開催により景気が上向き、企業と日本の業績も良くなると期待しておりましたが、世界的な新型コロナウイルスの感染拡大により同大会の開催が延期となるとともに、日本国内においても感染拡大防止のための緊急事態宣言が2度にわたり発出される等、不自由な生活を強いられた年となりました。また、各地で豪雨や大雪等の異常気象にも見舞われ、多くの国民が疲弊した年となってしまいました。

東村山法人会の事業も本部研修会や新春講演会、新年賀詞交歓会等の大規模事業は取止めざるを得ず、楽しみにされていた会員の皆様にはご迷惑をおかけいたしました。ようやく医療従事者へのワクチン接種が始まったとは言え、現時点で新型コロナウイルス感染症の終息は見通すことはできません、令和3年度こそ新型コロナウイルスを克服し、国民が安全で健康な生活を送り、企業活動が回復する等、明るい年度となりますように法人会としても税務や経営に関する有益な情報を皆様に提供し、地元企業の繁栄と地域社会のお役に立てるようにして参ります。特に、中小企業単独では入手し辛い各種施策(各種助成金や補助金、税の減免や猶予措置、無利子無担保の融資策等)の内容や申請要領等を本冊やホームページ等で皆様に提供するとともに、必要なセミナーや相談会を開催して参ります。また、新型コロナウイルス感染症にも対応できる保険をはじめとする福利厚生制度もありますので、これまで以上に法人会をご活用いただきますようお願い申し上げます。

結びに、我々企業の使命の一つは、自らの繁栄を通じて地域社会に貢献することであり、法人会の理念も税のオピニオンリーダーとして、企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、社会の繁栄に貢献することにあります。地域の経営者が力を合わせる組織である東村山法人会に対する変わらぬご理解とご支援をお願い申し上げますとともに、皆様の企業のご発展を心より祈念申し上げます。

是非、コロナに負けない強い経営を目指すために、法人会をご活用ください。

会員の皆様へ

あさぬま じゅんこう
東村山税務署長 浅沼 淳幸



今般の新型コロナウイルスに罹患された方々及びご事業に影響を受けられた方々には謹んでお見舞い申し上げます。

法人会の皆様には、平素から税務行政の円滑な運営に対しまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年1月に国内で新型コロナウイルスの感染者が確認されてから1年以上の月日が経過しましたが、その間に私たちの生活は一変しました。納税者の皆様の申告状況等から新型コロナウイルスの感染拡大防止と経済活動の両立の難しさを痛感しております。東村山税務署では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けられた納税者に納税の猶予等の税制上の措置や申告・納付期限の個別延長等の税務上の取り扱いについて個々の実情に応じた手続きをご案内するなどの取り組みを行って参りました。また、今年の確定申告においては、申告期間を延長するとともに、確定申告会場の感染防止策の徹底を図り、これまで以上にe-Tax等による税務手続きの電子化を推進するなど、納税者の皆様に安心して手続きを行っていただけるよう努めて参ります。

先が見通せない困難な状況ではありますが、今こそ法人会の皆様と力を合わせて着実に前進して参ります。新型コロナウイルス感染症が一日も早く収束し、皆様が安心して過ごせる日々が戻りますよう祈念申し上げます。

会員の皆様へ

かいせ よしあき
立川都税事務所長 貝瀬 由明



会報誌「向日葵」臨時号の発行にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

村野会長をはじめ、公益社団法人東村山法人会の役員並びに会員の皆様には、日頃より、都の税務行政をはじめ、都政全般にわたり、深いご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

なかでも、会報誌への都税広報記事の掲載や適正な申告納付についての啓発活動にご協力いただいているほか、「税に関する絵はがきコンクール」などの租税教育への献身的な取組には深く敬意を表する次第です。

さて、昨年から続く新型コロナウイルス感染症は社会経済に多大な影響をもたらし、年明け早々には再度の緊急事態宣言が発せられるなど、収束の気配が見られません。こうした中、私ども東京都には、感染の拡大を防止し、都民の皆様の生命と健康を守り、東京の経済活動をしっかりと支えていくことが求められています。そのためにも安定した税財源の確保は重要となります。

立川都税事務所は、このコロナ禍であるからこそ、納税者の皆様の立場を理解し柔軟できめ細かな対応を行っていくとともに、都税収入の確保と納税者サービスの向上に引き続き努めてまいります。こうした税務行政の推進には、皆様のお力添えが必要不可欠であり、今後とも変わらぬご支援、ご協力をお願い申し上げます。

結びに、公益社団法人東村山法人会の益々のご発展と、会員の皆様方の事業のご繁栄、ご健勝並びにコロナウイルスの収束を心より祈念して、私の挨拶とさせていただきます。

税務署からのお知らせ

新型コロナウイルスの影響により国税の納付が困難な方へ 猶予制度があります

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することができない場合、税務署に申請することにより、次の要件のすべてに該当するときは、原則として1年以内の期間に限り、猶予が認められますので、所轄の税務署(徴収担当)にご相談ください。

要 件 (換価の猶予)

- ① 国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること。
- ② 納税について誠実な意思を有すると認められること。
- ③ 猶予を受けようとする国税以外の国税の滞納がないこと。
- ④ 納付すべき国税の納期限から6か月以内^(注)に申請書が提出されていること。

(注) 既に滞納がある場合や滞納となってから6月を超える場合であっても、税務署長の職権による換価の猶予(国税徴収法第151条)が受けられる場合もあります。

※ **原則、担保は不要**です(担保の提供が明らかに可能な場合を除く。)

内 容 (猶予が認められると)

- ① 原則として **1年間納税が猶予されます**(状況に応じて更に1年間猶予される場合があります。)
- ② **猶予期間中の延滞税が軽減^(注)されます。**
(注)通常 年8.8%→軽減後 年1.0%(令和3年中の利率)
- ③ 財産の差押えや換価(売却)が猶予されます。

(申請による換価の猶予：国税徴収法第151条の2)

立川都税事務所からのお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響で 納税が困難な方に対する納税の猶予制度

新型コロナウイルス感染症の影響により、以下のようなケースに該当する場合は、徴収猶予の制度があります。

例えば…

- 新型コロナウイルス感染症の影響で、収入が大幅に減少した
- 納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかり、多額の費用を要した
- 消毒作業などで、備品や棚卸資産を廃棄したなど、財産に相当な損失が生じた
- 納税者の方が営む事業について、事業を廃止し、又は休止した

- 対 象：全ての都税
(自動車税環境性能割、狩猟税等を除く)
- 猶予期間：1年間
- 延 滞 金：全額免除
- 担 保：不要
- 手 続 き：申請手続きが必要です。

詳細は、東京都主税局ホームページをご確認いただくか、立川都税事務所徴収課徴収管理班(☎ 042-523-3181)にお問い合わせください。

※ 東京都主税局ホームページは右のQRコードからご覧になれます。



新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援のご案内

2021年2月22日時点

制度の具体的な内容や条件については現在検討中のものもあり、詳細が決まり次第、各欄にて公表される予定です。

事業を守る

時短要請に応じ、飲食店の営業時間を短縮	地方創生臨時交付金の協力要請推進枠 ※地方創生臨時交付金、地方創生臨時交付金、コロナ対応、2020年度から2021年度までの期間、いかなる場合も	緊急事態宣言区域は 1日最大 6万円 、月額換算最大 180万円 その他は 1日最大 4万円 、月額換算最大 120万円	お近くの都道府県の窓口まで
緊急事態宣言の影響で飲食店との取引が減少 不要不急の外出自費により売上が減少	一時支援金の支給 3月初旬に申請受付を開始予定	本年1～3月のいずれかの月の売上が50%以上減の中堅・中小事業者 法人 60万円 、個人 30万円	準備中 (2月下旬開設予定)
緊急事態宣言で公演・展示会等が中止	J-LODlive補助金 (キャンセル料支援事業) 2/22 申請受付開始	キャンセル費用、チケット払戻手数料、公演・展示会等に関連する動画の制作・配信費用を支援 上限 2,500万円	J-LODlive補助金事務局 映像産業振興機構 (VIPO) まで 03-6260-6023 (受付時間: 土日祝日を除く 10:00～17:00)
売上減で資金繰りが厳しい	実質無利子・無担保融資 日本公庫・商工中金の申請期限: 当面2021年前半まで 民間金融の申請期限:2021/3/31	3年間実質無利子、最長5年間元本据置 実質無利子等となる上限額を引上げ 公庫(国民・民間信用保証) 4千万円 → 6千万円 公庫(中小)・商工中金 2億円 → 3億円 直近2週間でも売上減少要件を判断可能に	日本公庫 → 0120-154-505 (平日) 商工中金 → 0120-542-711 (平日・土曜) 民間金融 → 0570-783-183 (平日)
新分野展開や業態転換で事業を立て直したい	事業再構築補助金 3月公募開始予定	新分野展開や業態転換等の事業再構築に取り組む場合、 上限 1億円 までを最大 2/3 (中堅は 1/2) で補助 さらに特短営業の飲食店や外出自粛の影響で 本年1～3月のいずれかの月の売上が30%以上減なら 補助率を 3/4 (中堅は 2/3) に引上げ (上限1,500万円)	中小企業庁 技術・経営革新課 03-3501-1816
感染防止対策をしつつ、販路を開拓したい	持続化補助金 3月公募開始予定	小規模事業者等に最大 100万円 まで 3/4 補助 さらに緊急事態宣言の影響で 本年1～3月のいずれかの月の売上が30%以上減なら 補助金額に占める感染防止対策費の上限を 最大 25万円 → 最大 50万円 に引上げ	中小企業基盤整備機構生産性革命推進事業 コールセンター メール: seisanseikakumei@smrj.go.jp 電話: 03-6837-5929 ※可能な限り、メールによる相談、受け付けを行います
ITツールの導入により、業務における接触機会を低減したい	IT導入補助金 実施準備中	業務の効率化、および接触機会の低減に資するITツール等の導入費用を 最大 450万円 まで最大 2/3 補助 ※ITツールの利用に付随したIT人材導入費、クラウド利用料等を支援するITクラウド対応型は最大150万円	中小企業基盤整備機構生産性革命推進事業 コールセンター メール: seisanseikakumei@smrj.go.jp 電話: 03-6837-5929 ※可能な限り、メールによる相談、受け付けを行います
地域の公共交通の経営が厳しい	ポストコロナを見据えた地域公共交通の活性化・継続 実施準備中	デジタル化の推進や新技術を活用した感染症対策の導入費用等※ 最大 1/2 補助 ※例:高性能フィルタを有する空気清浄機等	国土交通省 地域交通課 03-5253-8396 またはお近くの地方運輸局まで
観光拠点を再生して地域の魅力と収益力を高めたい	既存観光拠点の再生・高付加価値化推進事業 実施準備中	宿泊・観光施設の改修や廃屋の撤去費用を 1地域最大 5億円 まで最大 1/2 補助※ (事業者連携の場合は1億円) ※自治体・DMOまたは5社以上の事業者の連名	観光庁 観光産業課 03-5253-8330
高機能な換気設備を導入して感染リスクを抑えたい	大規模感染リスクを低減するための高機能換気設備等の導入支援事業 3月公募開始予定	中小企業等の高機能換気設備及び同時に導入する空調設備の導入費用に対して 1/2 補助※ ※施設のCO2排出量の削減が必要	環境省 地球温暖化対策事業室 0570-028-341

雇用を守る

雇用を維持したい	雇用調整助成金 ※雇用の特別措置については緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月まで延長	一定の要件を満たした場合、休業手当等の最大 10/10 を助成 (日額最大15,000円)	お近くの都道府県労働局またはハローワークまで (窓口、郵送、オンライン) コールセンター 0120-60-3999 (毎日9:00～21:00)
在籍出向で雇用を維持したい／在籍出向の人材を活用したい	産業雇用安定助成金	出向中の費用を出向元・先双方に 最大で中小は 9/10 、大企業は 3/4 助成 (日額最大 12,000円 (出向元・先の計)) さらに出向に係る期間雇用金当たり最大 5万円 助成	お近くの都道府県労働局またはハローワークまで
休業期間中、賃金が支払われない	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金 ※雇用の特別措置については緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月まで延長	中小企業で働く従業員(パート・アルバイト含む) に対して 日額最大 11,000円 を支給 大企業で働く一部の従業員も対象に	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター 0120-221-276 (平日8:30～20:00、休日8:30～17:15)
コロナで離職を余儀なくされた方を雇いたい	トライアル雇用助成金	3か月の試用雇用期間中 一人当たり月額 4万円 助成 (短時間労働は月額 2.5万円)	お近くの都道府県労働局またはハローワークまで

生活を守る

生活が苦しいひとり親世帯の方々に	ひとり親世帯への臨時特別給付金 多くの自治体で2021年2月末が申請期限	児童扶養手当受給世帯等に対して 10万円 (第2子以降は ±6万円) (再支給分の金額を含む) さらに、収入減の場合 ±5万円	各市区町村の窓口まで コールセンター 0120-400-903 (9:00～18:00土、日、祝日を除く)
収入減で生活が苦しい	緊急小口資金・総合支援資金 申請期限:2021/3/31	貸付上限 200万円 (二人以上世帯) 最大 155万円 (単身世帯) ※令和3年3月までに総合支援資金の再貸付(3か月分)を受けた場合 返済開始時期を 来春3月末 に延長	市区町村の社会福祉協議会まで コールセンター 0120-46-1999 (毎日9:00～21:00)
休業による収入減で住居を失うおそれ	住居確保給付金 申請期限なし (12か月延長、3か月再支給は2021/3/31が申請期限)	原則3か月、最長9か月※ 家賃相当額を支援 ※令和2年度中に新規で申請した方に限り最長12か月 支給が終了した方へ 3か月間再支給	お住いの市区町村の自立相談支援機関まで コールセンター 0120-23-5572 (毎日 9:00～21:00)
コロナで学びの継続が困難	高等教育の修学支援新制度 ※計画変更の採用は随時	学生生活に必要な生活費等をカバーする 給付型奨学金(返済不要) と授業料減免	各大学等の窓口又は 日本学生支援機構奨学金相談センター 0570-666-301 (9:00～20:00土、日、祝日を除く)

緊急事態宣言を踏まえた支援策

1. 時短要請等の対象となる飲食店等向け支援

地方創生臨時交付金の協力要請推進枠

緊急事態宣言区域 1日最大 **6万円** 月額換算最大 **180万円**

その他の区域 1日最大 **4万円** 月額換算最大 **120万円**

※大企業を含む

雇用調整助成金の特例措置

緊急事態措置実施地域等において、知事の要請等を受けて時短や収容率・人数制限に協力した**大企業**の飲食店等について、解雇等を行っていない場合は**10/10**を助成。日額上限15,000円。緊急事態宣言解除月の翌月末まで。

2. 雇用の維持＜全国＞

雇用調整助成金の特例措置・休業支援金の延長

現行措置（日額上限15,000円等）を**本年4月末まで延長**

雇用調整助成金は、地域・業種問わず、最近3か月の売上等が、月平均で前年又は前々年同期と比べ、**30%以上減少**の場合 **大企業も最大10/10**を助成

上記12に該当の大企業と中小は1月8日以降の解雇等の有無により助成率を判断するよう雇用維持要件を緩和

休業支援金は**大企業でシフト等で働く方々**も対象に

（1/8以降の休業※一休業前賃金の8割、昨年4～6月末までの休業一休業前賃金の6割）

※令和2年11月7日以降に時短要請を発令した都道府県は、それぞれの要請の始期以降の休業を含む。

求職者支援制度への特例措置の導入（9月末までの時限措置）※施行に向けて準備中

職業訓練受講給付金 { 収入要件の特例措置(月8万円以下一シフト制で働く方等は**月12万円以下**まで引上げ)
出席要件の緩和(働きながら訓練を受ける場合、**出勤日をやむを得ない欠席とする**)

3. 飲食店の時短営業等により影響を受ける事業者向け支援

一時支援金の支給

対象地域における①時短営業を行う飲食店と取引or②不要不急の外出・移動の自粛による影響

本年1月～3月のいずれかの月の売上が前年比50%以上減の中堅・中小

法人**60万円**、個人事業主**30万円**の上限の一時金

イベント関連事業者向け支援

※自粛により中止・延期になったイベント
に関連する内容の動画作成・配信が要件

対象地域で予定されていたイベント等を自粛※した場合、会場費等の**キャンセル費用、チケット払い戻し手数料**、イベントに関連する動画の制作・配信費用を支援(**上限2500万円**) (J-LODlive補助金)

4. 中小・小規模事業者向けの資金繰り支援＜全国＞

実質無利子融資の要件緩和、上限額引上げ

直近2週間でも売上減少を判断できるよう運用柔軟化(公庫等)

実質無利子等となる上限額を引き上げ

・公庫(国民)・民間(信用保証)：4千万円→**6千万円**

・公庫(中小)・商工中金：2億円→**3億円**

5. 生活困窮者向け生活支援＜全国＞

緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付

返済開始時期を**来年3月末**に延長(新規貸付申請は本年3月末まで)

総合支援資金の**3か月分の再貸付(最大60万円)**を実施、これにより最大貸付額140万円→**200万円**に

住居確保給付金の再支給

住居確保給付金の支給が一旦終了した方に対して、3か月間**再支給**

令和3年2月22日時点の情報です。最新情報は、内閣官房支援情報ナビ(<https://corona.go.jp/info-navi/>)
または、全国法人会総連合HPの**新型コロナウイルス感染症に関する対策リンク集**(zenkokuhojinkai.or.jp)
細部は、同封の「中小企業が使える！ポストコロナに向けた経済対策・税制ガイド」をご参照いただくとともに、
記載のお問い合わせ先でのご確認をお願いします。

新型コロナウイルス感染症支援情報

◎法人会コロナ対策情報

公益財団法人全国法人会総連合のホームページ新型コロナウイルスに関するリンク集

<http://www.zenkuhojinkai.or.jp/links/covid19-links.html>

または、右記のQRコードよりご確認ください。



◎東京都新型コロナウイルス感染症 支援情報ナビ

<https://covid19.supportnavi.metro.tokyo.lg.jp/> から、最新情報入手ください。

必要な人に必要な情報を

新型コロナウイルス
支援ナビ

新型コロナウイルス
支援ナビ

東京都
新型コロナウイルス感染症
支援情報ナビ

最終更新日時: 2021/02/18 09:21

新型コロナウイルス感染症の影響でお困りの企業や市民のみなさんが利用できる、東京都および国の支援情報を探することができるサイトです。（国の支援情報は順次追加予定です。）



自分にあった制度を探す



テーマ別に制度を見る



キーワードで検索する



区市町村の関連情報を見る

●管内各市の新型コロナウイルス感染症に関する情報

東村山市 	東村山市役所 HP https://www.city.higashimurayama.tokyo.jp/kenko/oshirase/singatakorona/index.html 
小平市 	小平市役所 HP https://www.city.kodaira.tokyo.jp/kurashi/081/081989.html 
西東京市 	西東京市役所 HP https://www.city.nishitokyo.lg.jp/index.html#PTOP 
東久留米市 	東久留米市役所 HP https://www.city.higashikurume.lg.jp/1014778/index.html 
清瀬市 	清瀬市役所 HP https://www.city.kiyose.lg.jp/kenkouiryouhukusi/covid19kansensyou/index.html 

I. コロナ禍で増えた労使間トラブルとその対応

(1) 金銭トラブル

コロナ禍でも、賃金や休業手当を支払う判断基準は、従業員・パートにかかわらず、ノーワーク・ノーペイの原則があるものの、休業の理由が不可抗力（緊急事態宣言等）の理由がなければ支払いが必要。業績不振の賃金カットは、従業員との合意、就業規則（賃金規程）の合理的変更手続きをした上で、説明責任を果たさなければなりません。従って、まずは、「**雇用調整助成金**」を最大限活用して、従業員・パートにかかわらず**会社と雇用を守る**ことが最善の策です。

(2) 雇用トラブル

- ① 整理解雇～人員削減の必要性、解雇回避の努力、人選の合理性、解雇手続きの妥当性の4要件が満たさなければ認められません
- ② 退職勧奨～労働者の同意が得られる配慮が必要（会社都合の離職票、退職金の加算、解決金などの支払い）
- ③ 内定取り消し～整理解雇と同様に取り消し回避努力が必要（雇用調整助成金の活用、入社時期の延期等）
- ④ 雇止め～有期雇用契約期間満了で契約終了が原則で正社員解雇に準じた正当な理由が必要

II. コロナ患者従業員の対応

(1) マニュアル作成が重要

対応の格差は、従業員の不信感を増幅するだけでなく、不安・不満が増加し、会社経営に悪影響

(2) 受け入れ環境の整備

二次感染の徹底防止と感染者に対する社内ハラスメント防止に向け、窓口を設定する等の対策が必要

III. テレワークでのコロナ対応

(1) 増えてきた従業員の不満

テレワークに関する不満は、①個人負担の費用 ②残業代・手当 ③人事評価 の3つ

(2) テレワーク規程は必須

上記、従業員の不満を対処するためには、テレワーク規定で ①対象者 ②期間 ③在宅勤務の服務規程及び情報セキュリティ規程 ④労働時間などのルール化 ⑤みなし労働時間制（導入には一定の条件有） ⑥業務報告のルール化とトラブル連絡ルール ⑦給与と各手当の支給ルール ⑧情報通信機器・ソフトウェア等の貸与 ⑨在宅勤務に伴う費用の負担 ⑩災害時の補償等について明確にしましょう。

IV. 雇用調整助成金の最新情報

（令和3年1月21日現在の厚生労働省発表）

特定都道府県の知事の要請協力をする大企業の雇用調整助成金の助成率を最大10/10に引き上げ

- ・助成率（解雇等がある場合） 2/3⇒4/5
- ・助成率（解雇等がない場合） 3/4⇒10/10

＜こんなお悩みのご相談にアドバイスいたします＞

- ワーク制度を導入したいが！？ ●資金調達について、どの制度を検討したらいいの？
- 何がパワハラかわからない！？ ●社長や役員の年金ってどうなってるの？
- コロナうつを予防するには？ ●遺産争い回避のための遺言書を作成したい！
- 事業承継の具体的な手順は？ ●労災や健保と民間保険はどう違うのか？
- コロナ禍で活用できる損保、生保はありますか？ ●助成金・給付金についていくら貰えるの？

当法人会では、優秀な士業やコンサルタントの方々と密接なネットワークを構築しております。

初回無料でご相談をお受けいたします。その後、ご相談内容に応じた専門家に個別のコンサルティングをご案内できます。なお、全回答者はご相談内容等についての守秘義務を厳守徹底致します。

- ◆ 場 所 東村山法人会会議室（東村山市本町 1-23-6）
- ◆ 回答者 特定社会保険労務士 石津社労士事務所 所長 石津雄美氏はじめ各士業（弁護士、税理士、社労士等）と各種コンサルタント（FP等）の提携チーム（仮称：NCVPJチーム）
- ◆ お申込 東村山法人会事務局へご連絡くださいますか、あるいはQRコードをスマートフォン等で読み込んでお申し込みください。
- ◆ 相談日 令和3年 4月9日（金） 5月14日（金） 6月4日（金） 7月9日（金） 8月6日（金） 9月3日（金） 10月1日（金） 11月5日（金） 12月3日（金） 1月14日（金） 2月4日（金） 3月4日（金）
- ◆ 相談時間 13時～ 14時～ 15時～ 16時～ （各30分程度）
- ◆ 問合せ （公社）東村山法人会事務局（☎042-394-7654）（email info@higashimurayama-hojinkai.or.jp）
- ◆ 新型コロナウイルス感染症の国内での発生状況を踏まえ、ご参加者の安心・安全・効率化のためオンライン・電話・メール相談等も可能とさせていただきました。詳しくは、当会事務局までご確認ください。



東村山法人会 HP で動画を視聴できます！無料

東村山法人会TOPページに掲載していますので、クリックしてご視聴ください。

（東村山法人会HP <http://www.tohoren.or.jp/higashimurayama/index.asp>）

★コロナ禍から派生している諸問題への対応▶〈講師〉KKパートナーズ社会保険労務士事務所・特定社会保険労務士 興水香氏

★生保の有効活用について▶〈講師〉ジャストサポート 保険代理店 館野健次氏

★兼業・副業について▶〈講師〉KKパートナーズ社会保険労務士事務所・特定社会保険労務士 興水香氏

安心できると、
新しい未来が見えてくる。

さあ、保険の新たな元へ。
T&D 保険グループ



図 1000万円
2000万円

37万社の中小企業を支える責任。

DJIDO 大同生命

多摩支社東村山営業所/
東京都東村山市栄町2-3-2(野沢久米川駅前ビル5F) TEL 042-397-0861

AIG



法人会のビジネスガード
Business Guard

AIG 損保

会員企業をサポートする、AIG損保のリスクソリューション

法人会の
ハイパーメディカル
会社で入る医療補償

業務災害総合保険
疾病入院医療費用保険金・
疾病入院医療保険金 等セット



法人会の
ハイパー任意労災
政府労災の上乗せ補償

業務災害総合保険
地震・噴火・津波危険補償特約
等セット

充実の福利厚生サービス※

- 電話相談サービス(24時間電話相談・介護相談ホットライン)
- セカンドオピニオンアレンジサービス
- メンタルケアカウンセリングサービス
- 生活習慣病サポートサービス

※本サービスはAIG損害保険株式会社がティーベック株式会社に委託してご提供します。
ご契約の内容により、ご利用可能なサービスが異なりますので、お問い合わせください。

AIG損害保険株式会社
URL:<http://www.aig.co.jp/sonpo>

お問合せ先

西東京支店

〒192-0083
東京都八王子市旭町 10-3 安嶋中央ビル 3F
TEL.042-639-0720 FAX.042-646-1850
午前 9 時～午後 5 時 (土・日・祝日・年末年始を除く)

この広告は保険の概要をご説明したものです。

(B-152291 2020-01)

24時間健康電話相談サービス

Aflac アフラック

〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル
当保険に関するお問合せ・各種手続き コールセンター 0120-5555-95

提供元:(株)ウェルネス医療情報センター

新型コロナウイルス
感染症に関する付帯
サービスの取扱いに
ついて

対象者

アフラックご契約者さまと
そのご家族

連絡先

0120-588-033

※携帯電話の場合03-5685-2975 24時間365日受付

サービス内容

看護師などの医療専門スタッフ(医師を除く)が、24時間365日お電話でお応えします。

新型コロナウイルス感染症に関する相談や予防方法など、厚生労働省および国立感染症研究所で公開されて
いる情報の範囲内でご相談をお受けします。

また、感染が疑われる場合や濃厚接触者の場合は、各自自治体の保健所や窓口をご案内します。

編集後記

春陽のみぎり、法人会会員及び地域経営者の皆様には新型コロナウイルス感染症の影響
によりご苦勞をされていることと拝察いたします。

さて、広報委員会として、このような時だからこそ会員の皆様や地域の経営者の皆様に役に立つ情報を発信すべき・
との思いから、当会会報誌向日葵の「臨時号」を発行いたしました。合せて、事業研修委員会に於いて準備した「中小企
業が使える!ポストコロナに向けた経済対策・税制ガイド」と「今こそ知りたい消費税の仕入れ額控除とインボイス Q & A」
の2冊子を皆様にお配りいたしますので、ご一読・ご活用ください。

新型コロナウイルス用のワクチンの接種が始まる等、コロナ禍の終息を目指した動きが始まったとは
云え、依然として先を見通しづらい状況です。こういう時代だからこそ、あらゆる手段を使って自らの
企業の存続を図りましょう。

東村山法人会は、これまで以上に有益な情報を提供し、中小企業単独では乗り越えることが困難な
事態に対して、お手伝いをいたします。

是非、法人会をご活用ください!

広報委員長 紺野 琢生



公益社団法人東村山法人会報「臨時号」

令和3年3月20日発行

発行:公益社団法人東村山法人会 編集:公益社団法人東村山法人会 広報委員会

〒189-0014 東京都東村山市本町1-23-6 TEL 042-394-7654

www.tohoren.or.jp/higashimurayama/index.asp

制作:株式会社 国栄

禁
無
断
転
載